|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 国連 | CRPD/C/EU/CO/2-3 |
| _unlogo | **障害者権利条約** | 配布：一般2025年3月21日事前未編集版オリジナル：英語 |

**障害者権利委員会**

**欧州連合の第2・3回合併報告に対する****総括所見[[1]](#footnote-2)\***

# **I. はじめに**

1. 委員会は、2025年3月11日と12日に開催された第770回および第772回会議において、欧州連合（EU: European Union）の第2回および第3回定期報告を検討した。委員会は、2025年3月18日に開催された第780回会議において本総括所見を採択した。
2. 委員会は、委員会が作成した事前質問事項に対する回答として、簡素化された報告手続きに従って提出された欧州連合の第2回および第3回定期報告を歓迎する。
3. 委員会は、欧州委員会（European Commission）の平等、準備、危機管理担当委員であるハジャ・ラヒブ氏（H.E. Ms. Hadja Lahbib）を団長とする、欧州連合代表団との建設的な対話を評価している。委員会はまた、条約第33条第2項に基づく、独立監視枠組みの構成員である欧州議会、欧州オンブズマン（European Ombudsman）、基本権機関の代表者の参加を評価している。

（訳注　欧州オンブズマンは、欧州連合の機関や組織の活動について市民からの訴えを受け付け、調査する役職で、欧州議会が任命する。）

 II. 肯定的側面

1. 委員会は、2015年の委員会の前回の総括所見と勧告以降、欧州連合が障害のある人の権利の促進と条約の実施のために講じた、以下の立法措置および政策措置を歓迎する。

(a) 2024年の、女性に対する暴力と家庭内暴力の防止に関する法律、および改正人身取引防止指令；

(b) 2024年採択の、平等機関（equality body）の基準に関する2つの指令；

(c) 欧州議会（European Parliament）の「自閉症の人の権利の調和に関する決議」（2023年10月4日付け2023/2728(RSP)）；

(d) ホライズン・ヨーロッパ(2021～2027年)プログラム(Horizon Europe　訳注　研究とイノベーションのための欧州連合の主要プログラム)を設立するための規則；

(e) 2019年4月採択の欧州アクセシビリティ法（European Accessibility Act）；

(f) 2016年採択のウェブアクセシビリティ指令（Web Accessibility Directive）；

(g) 2021年3月採択の、「平等なEU」（the Union of Equality　訳注　欧州社会のあらゆる側面で多様性、インクルージョンを促進する取り組みで、障害、ジェンダー、人種など5つの「戦略」から構成される）の障害のある人の権利に関する戦略 2021-2030（Strategy for the Rights of Persons with Disabilities 2021-2030）；

(h) 2021年から2025年までのEUのあらゆる対外活動において、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントを促進することを目指す、新たなジェンダー行動計画（Gender Action Plan）（GAP III）；

(i) 2021年採択の、新たな、子どもの権利に関する戦略（Strategy on the Rights of the Child）；

(j) 2021年の、EU人道援助コミュニケーション（EU Humanitarian Aid Communication）と、EU資金による人道援助活動への障害のある人の参加に関する2019年の運用ガイドライン（Operational Guidance on the Inclusion of Persons with Disabilities in EU-funded Humanitarian Aid Operations）。

1. 委員会は、欧州連合が2023年に、「イスタンブール条約（the Istanbul Convention）」： 女性に対する暴力と家庭内暴力の防止及び撲滅に関する欧州評議会条約（Council of Europe’s Convention on preventing and combating violence against women and domestic violence）を批准したことを歓迎する。

 III. 主な懸念事項と勧告事項

1. 一般原則と義務（第1-4条）
2. 委員会は、以下の点について懸念を持って注目している

(a) EUの判例法（jurisprudence）によって、条約の実施が妨げられている。その判例法は、EUの二次法の有効性はこの条約に基づいて直接判断することができない、および、条約が保障する権利はEU法に直接効力（direct effect）を持たない、としているものである；

（訳注　EU法は、一次法（EUの基本条約）、二次法（一次法を根拠に制定される規則、勧告など）、判例に分けられる。）

(b) EU代表団との建設的な対話の後でも、一般的意見に取り入れられているものも含め、委員会による条約の解釈を、欧州連合が権威あるものとして受け入れるかどうかについては不確実性が残っている；

(c) 欧州連合は、条約の選択議定書を批准していない。

1. **委員会は欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 条約がEUの法律に直接的な効力を持ち、EU法の二次法の有効性が条約に照らして直接評価できることを確実にし、条約の実施を改善する；**

**(b) 委員会の条約の解釈、とくに一般的意見で表明した解釈を含め、欧州連合が権威あるものとして認めることを明確にする；**

**(c) 条約の選択議定書を批准することを検討する。**

1. 委員会は、以下の点について懸念を持って注目している：

(a) 前回の委員会の総括所見（訳注　2015年の初回総括所見）で勧告されたように、法律、政策、実施が、条約に照らして体系的に検討されていない。また、国境を越えた成人の保護に関する規則などの法律草案は、条約で保障されている権利に適合していない；

(b) 欧州連合は2017年に、条約の実施に関連する法令の改訂版の概要を策定したが、委員会が以前の総括所見で勧告したように、第44条（2）に基づく権限宣言（declaration of competences）の正式な改訂、およびその付属書に記載された措置のリストの改訂が実施されていない。（訳注　条約第44条（2）は、条約における「締約国」についての規定の、地域的な統合のための機関への適用に関するもの。）

1. **委員会は、以前の総括所見と勧告（CRPD/C/EU/CO/1, パラ9と17）を想起し、欧州連合に対して以下のことを行うよう勧告する。**

**(a) 条約との整合性を確保するため、その立法、政策、および実践を包括的に見直す。また、新たな立法、政策、および実践が条約に準拠するように、その影響評価ガイドラインを見直すことを含め、適切な仕組みを確立する；**

**(b) 第44条第2項に基づく権限宣言、およびその付属書に記載された措置のリストを更新し、障害のある人を直接対象としていない措置であっても、その権利に関連する措置を含める；**

**(c) 条約第37条に基づいて委員会との、また国連欧州人権高等弁務官事務所との技術的協力により、条約に基づく一般的な義務の履行に向けた取り組みを促進する。**(訳注　条約第37条は、締約国と委員会との間の協力。）

1. 委員会は、障害の医学モデルが継続していること、およびEU加盟国間で障害評価の調和が図られていないことに、懸念を持って留意している。
2. **委員会は、欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) EUとその加盟国が、障害の人権モデルに従い、EUの管轄権限のあるすべての分野において、障害状態の認定を含めた障害評価を確実に調和させる；**

**(b) 加盟国を支援し、障害のある人がその代表団体を通じて、障害評価の設計において緊密に協議され、積極的に参画できるようにする。また、度々の評価が関係者に過度の負担を課すことがないようにする；**

**(c) 加盟国と協力し、障害カードによる障害の相互認証の範囲を拡大するなど、加盟国間で障害のある人の社会保障給付の携帯性（portability）を保証する。**

（訳注　携帯性とは、ここでは、たとえば国を移っても、それまでの社会保障などが継続されることを指す。）

1. 委員会は、障害のある人の権利に関する戦略 2021-2030（「障害者権利戦略 Disability Rights Strategy」）に盛り込まれた具体的な措置が2024年に終了するが、次期の具体的な計画がまだ採択されていないこと、および自閉症、脳性まひ、認知症の人の状況に対応する措置が限定的であることに懸念を持って注目している。
2. **委員会は、欧州連合が、2025年から2030年の期間の障害者権利戦略の実施に向けて、****障害のある人の代表団体を通じて、彼らとの緊密な協議と積極的な参画を得ながら、新たな具体的な措置、対策、および実施スケジュールを策定するプロセスを確立すること、また新たな具体的な措置、対策、および実施期間を、脳性まひの人、自閉症の人、および認知症の人など、すべての障害のある人に拡大することを勧告する。**
3. 委員会は、条約に定める原則および権利と完全に適合してEU加盟国が資金を配分することを保証する、有効なメカニズムが存在しないこと、および障害のある人が、その代表団体を通じて、EU資金の配分条件素案の策定やその監視プロセス関して密接に協議されておらず、積極的に関与していないことを懸念している。
4. **委員会は、欧州連合に対し、EU資金の配分において条約の完全な遵守を加盟国に義務付けること、および、障害のある人の代表団体を通じ、彼らと緊密に協議し、その積極的な関与のもとで監視メカニズムを確立するよう勧告する。**
5. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 障害者団体が参加するためのいろいろな手段は、欧州連合の障害のある人を代表するものではなく、十分な情報提供とアクセシビリティがなく、法的に確立されていない。また、これらの団体の意見が効果的に考慮されていない：

(b) 障害のある子どもは、その代表団体を通じての条約実施への密接な関与がなく、積極的に参加することができていない：

(c) 欧州連合理事会(Council of the European Union　訳注　ＥＵの立法機関としての機能を持つ。「閣僚理事会」とも呼ばれる。)には、障害のある人を代表する団体を通じて彼らと緊密に協議し、その積極的な関与を促進する仕組みが欠けている。

(d) 欧州連合の、立法および政策の策定、実施、執行、監視に関連する活動への資金提供についての最近の提案や指針は、障害者団体に適用される可能性があり、その団体の提言活動の能力を制限し、条約の独立した監視の際の有意義な協議や参加を制限する懸念がある。

1. **委員会は欧州連合に対し、障害のある人（障害のある子どもを含む）がその代表団体を通じて緊密に協議し積極的に関与できるような、新たな仕組みを設置すること、および、外部活動や欧州連合理事会を含む、EUの立法・政策・計画のあらゆる分野において、既存の仕組みを強化することを勧告する。具体的には、そのような仕組みを法的に確立すること、欧州連合における障害者全体を広く代表するものとすること、すべての参加者に情報提供、アクセシビリティを保証すること、障害のある人の意見が実際に聞かれ、真剣に考慮されるよう保証すること、また障害者団体が独立性を保ち効果的に参加できるよう、十分な財政支援を行うことである。**
2. 具体的な権利（第5～30条）

**平等及び無差別（第5条）**

1. 委員会は、以下の点について引き続き懸念している：

(a) 障害、宗教、信念、年齢、性的指向にかかわらず、人々の間で平等な扱いの原則を実施する理事会指令（平等待遇指令　Equal Treatment Directive）の提案を撤回するとの欧州委員会の発表がある；

(b) 障害のある人を対象とした差別禁止法の適用範囲が、雇用と職業訓練に限定されている；

(c) 障害その他の理由に基づく複合的および交差的な差別に関する明確な認識が非常に弱い。

1. **委員会は、以前の総括所見と勧告（パラ19）および一般的意見第6号（2018年）を想起し、欧州連合に対し、以下のことを行うよう勧告する：**

（訳注　以前の総括所見とは2015年の初回総括所見。パラ19は「差別に対する保護」）

（訳注　一般的意見第6号は「平等及び無差別」）

**(a) 平等待遇指令を可決するのに必要な政治的支持を獲得するための継続的な努力。**

**(b) 合理的配慮の拒否を含む差別に対する法的保護が、欧州連合のあらゆる権限のあらゆる分野および欧州連合のあらゆる行動様式に適用されることの保証;**

**(c) 障害のある人の生活のあらゆる分野での、複合的および交差的な形態の差別に対する、明確な法的保護の強化。これらの形態の差別には、年齢、性別、性的指向、LGBTIQ+のステータス、宗教または信念、民族、移民状況（migration situation）、国籍、経済状況と、障害との交差に基づく差別などが含まれる。**

**障害のある女性（第6条）**

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) EUのジェンダー平等と障害に関する法律と政策は、障害のある女性の権利を十分に保護していない。とくに、EUの2020-2025年ジェンダー平等戦略と2021-2030年障害のある人の権利に関する戦略は、障害のある女性の権利に焦点を当てていない；

(b) 加盟国レベルおよびEUの対外活動におけるジェンダー行動計画GAP III（Gender Action Plan）の実施では、複合的および交差的差別の経験を、体系的に考慮していない；

(c) 障害のある女性と少女の意見は、彼女たちが意見を求められた場合でも、政策立案に一貫した形では反映されていない；

(d) 障害のある女性の意思決定の場への参加に関する、政治的、経済的、社会的分野の詳細なデータに欠落（gap）がある。また、EUの対外行動でのインクルージョンと交差性に関するデータ収集が不足している。

1. **委員会は、障害のある女性と少女に関する一般的意見第3号（2016年）を想起し、欧州連合に対し、以下のことを勧告する：**

**(a) 障害とジェンダーをすべての立法、政策枠組み、およびプログラムで主要課題として取り上げる（mainstream）とともに、ジェンダー平等戦略の適用範囲を拡大し、障害のある女性の就労と雇用に関する権利、ならびに障害のある女性と少女の政治参加、適切な生活水準、健康、および教育に関する権利を含むようにする；**

**(b) 障害のある女性と少女に対する、複合的および交差的な差別に効果的に対処するため、欧州ジェンダー平等研究所（European Institute for Gender Equality）と加盟国の女性と少女の地位向上のための国家プログラムとの協力を強化する。また、すべての国際協力において、障害とジェンダーに配慮し、施設に入所している、少数民族に属している、あるいは移民状況にある障害のある女性や少女を保護することを保証する；**

**(c) EUの政策およびプログラムの策定と実施において、障害のある女性と少女の、その代表団体を通じた緊密な協議と積極的な参画を保証する；**

**(d) 障害のある女性と少女の政治的、経済的、社会的分野での参加状況、およびEUの対外行動におけるインクルージョンと交差性に関する詳細なデータ収集を強化する。また、EUおよびパートナー国の女性の代表団体と緊密に協議し、積極的に関与させながら、その多様な現実の経験を反映するデータ収集システムの開発を進める。**

 **障害のある子ども（第7条）**

1. 委員会は以下のことについて懸念している：

(a) EU加盟国全体において、障害のある子どもの施設入所、暴力、排除がある。また、EU法やEU法を国内法に反映させる加盟国の立法において、障害のある子どもの権利を主要課題とする取り組みが不十分である；

(b) 障害のある子どもの状況に関する詳細なデータ（知的障害や精神（psychosocial）障害のある子ども、自閉症の子ども、施設に入所している子ども、および移民状況にある子どもを含む）の入手可能性が限られている。

1. **子どもの権利委員会（Committee on the Rights of the Child）と障害者権利委員会による、障害のある子どもの権利に関する共同声明（Joint Statement The rights of children with disabilities**訳注　2022年3月公式発表**）を想起し、委員会は欧州連合に対して、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 子どもの権利に関するすべての法律、政策、プロジェクトに、障害のある子どもの権利を一貫して主要課題として取り込む（mainstream）。また、施設収容に対する効果的な方策を、EUの内外の活動と、次の事項の実施に際して導入する。子どもの権利戦略（Child Rights Strategy）；脆弱な子どものための欧州子ども保証（European Child Guarantee）；子どもの最善の利益のための統合的な子ども保護システムの開発と強化に関する2024年委員会勧告；**

**(b) 障害のある子どもへの複合的および交差的な差別に対処する、立法、政策、資金調達措置に情報を与えるために、知的障害や精神障害のある子ども、施設で生活している子ども、および移民状況にある子どもなど、障害のある子どもに関する詳細なデータの収集を強化する。**

 意識の向上（第8条）

1. 委員会は以下のことに懸念を持って留意している：

(a) 障害に基づくヘイトスピーチやヘイトクライムからの法的保護の欠如；

(b) 自閉症のある人など、障害のある人に対する、烙印、障害差別的な態度、有害な固定概念、偏見；

(c) とくに知的障害や精神障害のある人々、および自閉症の人々に影響を与えている、出生前医学的障害診断時の、障害のある人に対する差別的な優生学的態度。

1. **委員会は、欧州連合が、障害のある人（障害のある子どもを含む）の代表団体を通じての緊密な協議と彼らの積極的な参画のもとで、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のある人を対象としたヘイトスピーチとの闘いを継続し、とくに社会から取り残されたグループや移民状況にある障害のある人を対象とした取り組みを強化するとともに、ヘイトクライムに関する刑事規定を障害に関するヘイトクライムにも拡大し、その成果達成に導く；**

**(b) 知的障害や精神障害のある人、自閉症の人を含めた、障害のある人の権利に関する意識向上を図るための、障害のある人の尊厳と社会への貢献を強調する、十分な資金を伴う戦略を導入する； また、知的障害や精神障害のある人の団体、自閉症の人の団体を含めた、障害のある人の団体と緊密に協議し、彼らを積極的に参画させる；**

**(c) 出生前障害診断時の偏見、障害差別、不公平な扱いに対処するための、継続的な措置を講じる。また、障害のある人と障害のある子どもの親に対し、地域社会で子どもを育てるための適切な支援を提供する。**

 アクセシビリティ（第9条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 欧州アクセシビリティ法（European Accessibility Act）の適用範囲は限定的である。建築環境が加盟国の自主的な条項として対象とされているだけで、家電製品などの生活必需品は対象とされていない。また、情報のアクセシビリティについても十分に対処していない。

（訳注　欧州アクセシビリティ法では、たとえば、携帯・固定電話サービス、テレビ受信機、ATM、ネットバンキング、OS、PC、スマホ・・・などが対象となっているが、冷蔵庫や電子レンジなどの典型的な家庭用電化製品は対象外である。また建築物そのものは対象外ではあるが、加盟国が任意で建築環境に関する条項を追加することは可能とされている。）

(b) 加盟国の、欧州アクセシビリティ法の国内移行の遅れと、適用期限の緩和特例により、緊急電話番号「112」が2027年まで、一部のセルフサービス端末が2045年までアクセシブルでない状態が続く；

(c) 欧州横断輸送ネットワークの開発に関する規則2024/1679（Trans European Network–Transport TEN-T）は、実施方法が明確ではなく、欧州アクセシビリティ法への言及がない。また、専門家による協議を義務付けておらず、さらに、その規則の実施と監視にアクセシビリティが組み込まれていない。

（訳注　原英文では「Regulation2024/1670」となっているが、規則2024/1670は存在しないので、1679のタイプミスと思われる。）

(d) 加盟国によるウェブアクセシビリティ指令（Web Accessibility Directive）の遵守が不十分である。同指令の適用範囲からエクストラネットとイントラネットが除外されている。また、学校、幼稚園、保育所のウェブサイトとモバイルアプリケーションは同指令の適用外であるとの規定がある；

(e) デジタル関連の法律にアクセシビリティ要件が欠如している。たとえば、デジタルサービス法（Digital Services Act）でアクセシビリティが任意の優良実践例（good practice）とされていることや、2030年デジタルの十年政策プログラム（Digital Decade policy programme 2030）の一般目標においてアクセシビリティが十分に考慮されていない。

1. **委員会は、アクセシビリティに関する一般的意見第2号（2014）を想起し、欧州連合がその権限の範囲内で、そして、障害のある人の代表団体を通じた彼らとの緊密な協議とその積極的な参画のもとに、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 建築環境、製品、情報のアクセシビリティを保証する法律を制定する；**

**(b) 加盟国におけるアクセシビリティ基準の実施を加速させる；**

**(c) 規則2024/1679を改正し、実施のための措置を定めるとともに、アクセシビリティを監視に組み込む。;**

**(d) すべての加盟国がウェブアクセシビリティ指令に確実に準拠するようにし、その適用範囲をイントラネットおよびエクストラネットに拡大する。また、同指令の第1条第5項を削除する；**

（訳注　第1条第5項：加盟国は、この指令の適用から、学校、幼稚園、または保育所のウェブサイトおよびモバイルアプリケーションを除外することができる。）

**(e) すべてのデジタル関連の法律にアクセシビリティ要件を組み込む；**

**(f) アクセシビリティと障害を包摂する手法についての職員研修を実施する。また、すべての建物、サービス、機器、デジタルプラットフォームを対象に、実施ロードマップを持った透明性の高い物理的およびデジタルアクセシビリティ政策を策定・導入する。**

 生命に対する権利（第10条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 障害のある人が、EU基金からの財政支援を受けた施設内で、COVID-19パンデミックの時などに十分な予防措置や救済メカニズムがないまま死亡している；

(b) とくにCOVID-19パンデミックの間や近隣諸国に武力紛争がある状況下で、施設内で障害のある人に対する医療の差別的な慣行と高い死亡率が見られる。

1. **委員会は欧州連合に対して以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 欧州連合の権限の範囲内で、障害者権利戦略（Disability Rights Strategy）の後半期間**（訳注　同戦略期間は2021年～2030年で、前半2021年～2024年と後半2025年～2030年に分けられ、後半は、より実効性のある政策や制度を導入することとされている。）**での、施設内での障害のある人の死亡を防止するための次の方法を含めた具体的な取り組みと行動を導入する：**

**(i) EU資金を受けた施設での死亡の予防と調査に関する加盟国の基準を策定する。この分野における加盟国の能力向上を支援するための資金を提供する。健康と長期ケアに関する他の戦略をこの目標と一致させる；**

**(ii) EUから資金提供を受けている施設での障害****のある人への暴力や障害のある人の死亡を徹底的に調査することを義務付ける。施設における障害のある人の死亡事例のデータ収集をEU統計局（Eurostat）の責任に含める；**

**(iii) 死亡を防ぐことができたはずの機関に対して、資金提供の一時的停止や資金の回収など、責任義務の枠組みを適用する；**

**(b) 差別のない医療ガイドラインと基準を策定し、とくに医療緊急事態での救命治療への平等なアクセスを確保し、EUの政策と基準を加盟国に順守させる。**

 危険な状況および人道的緊急事態（第11条）

1. 委員会は以下のことに懸念を持って留意している：

(a) 人道支援、市民保護、災害リスク軽減、および気候変動において、障害のある人の包摂に関する法的義務や監視メカニズムが欠如している；

(b) 障害者団体が、人道支援、市民保護、災害リスク軽減、気候変動に関する政策の実施において、緊密な協議の対象となり、積極的に参画するための支援が限定的である。

1. **委員会は、前回の総括所見（パラグラフ33および35）**、**仙台防災枠組2015-2030、人道支援における障害のある人の包摂に関する機関間常設委員会ガイドライン、および緊急時を含む脱施設化に関する委員会のガイドラインを想起し、欧州連合が障害のある人の代表団体を通じて、その緊密な協議と積極的な参画を得て、以下のことを行うよう勧告する：**（訳注　2015年の初回総括所見。パラグラフ33は、「仙台枠組みなどに沿った実施計画採択などの勧告」、パラグラフ35は「移民・難民政策での障害のメインストリーム化などの勧告」。）

**(a) 人道支援、防災、市民保護、気候変動に関するEUの立法、政策、実施の枠組みが、障害のある人の安全と安心を守り、報告、能力開発、監視のメカニズムを強化し、障害のある人の包摂と、条約の原則と権利に関する指標を組み込むようにする；**

**(b) 緊急事態における回避可能な死亡を防ぐために、障害のある人を包摂する対応を推進する。人道的緊急事態、パンデミック、その他の災害への対応に関する意思決定プロセスと監視、および気候変動に関する世界的、地域的、国内的交渉において、障害のある人を代表する団体を通じて、彼らとの緊密な協議と積極的な関与を確立する。また、障害者団体が、気候変動に関する国連枠組条約（United Nations Framework Convention on Climate Change）の障害分野の構成員の一部として公式に認定されることを支援する。**

（訳注　「気候変動に関する国連枠組条約」は「地球温暖化防止条約」などとも呼ばれる。）

 法律の前にひとしく認められる権利（第12条）

1. 委員会は以下のことに懸念を持って留意している：

(a) 加盟国の、障害のある人の後見制度や法的能力の制限の撤廃に向けての取り組み、および障害のある人の法的能力行使の支援に対して、欧州連合が、その権限範囲内での行動を取っていない；

(b) 欧州連合は、加盟国による「成年者の国際的保護に関するハーグ条約 2000年1月13日」の批准を認可することを検討している。それによって、とりわけ代理意思決定制度などの制度が国境を越えて承認されることになる；

(c) 欧州連合には、障害のある人が財産や金銭的事項を適切に管理し、銀行融資、住宅ローンその他の金融信用形態に平等にアクセスする際のバリアが、国をまたがった金融へのアクセスのバリアも含めて、依然として存在する。

1. **委員会は、法の下の平等な承認に関する一般的意見第1号（2014年）を想起し、欧州連合に対し、障害のある人の代表団体を通じて、彼らとの緊密な協議とその積極的な参画を得ながら、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 加盟国に対し、代理意思決定制度を、障害のある人の意思と選好を尊重する支援付き意思決定システムに置き換えるよう要求する。また、公的機関の職員、家族、サービス提供者に対し、支援付き意思決定に関する研修を提供するよう加盟国に求める；**

**(b) EU加盟国が「成年者の国際的保護に関するハーグ条約 2000年1月13日」に加盟または加盟を維持することを承認する取り組みを停止する； 提案された規則案COM/2023/280最終案および理事会決定案COM(2023)281最終案/2の採択を中止する；**

**(c) 銀行サービスへのアクセスなど、障害のある人の、財産や金銭的事項の管理に対する差別をなくす法律を策定する。**

 司法手続の利用の機会（第13条）

1. 委員会は以下のことに懸念を持って注目している：

(a) 法的能力の剥奪は、障害のある人が他の人々と平等に司法に効果的にアクセスできる権利を侵害し、とくに知的障害や精神障害のある人々に影響を与える；

(b) 欧州連合の司法部門のオンライン・プラットフォームやデジタルツールは、障害のある人にとってほとんどアクセスできない。

1. **委員会は、2020年の障害のある人の司法へのアクセスに関する国際的原則とガイドライン（International Principles and Guidelines on Access to Justice for Persons with Disabilities）と、以前の総括所見（パラグラフ39）を想起し、欧州連合に対して、その権限範囲内で以下のことを行うよう勧告する：**（訳注　以前の総括所見とは、2015年の初回総括所見。パラグラフ39は「障害のある人の司法利用の際の差別対応のための司法関係者の訓練資金提供」。）

**(a) 司法へのアクセスに関する法律を見直し、あらゆる法的手続きにおいて障害のある人の法的能力の権利を保証する。とりわけ、障害のある人が自らの意思と選好に応じて行政および司法手続きのあらゆる段階に直接参加できるようにする。また、司法へのアクセスの権利の侵害に対する救済策を確立する；**

**(b) すべての法的手続きにおいて、障害のある人々への支援策および手続き上の配慮を提供するための追加的な基準と手続きを採用する。その中では、対象となる障害のある人との対話を通じて、彼らのニーズを特定し、物理的・コミュニケーション上・態度上のバリアを取り除くための積極的な措置を講じる。また、利用可能な手続き上の配慮について、非制限列挙のリスト（non-exhaustive list）を作ること。そのリストは、わかりやすい版（Easy Read）、点字、補助的・代替的な手段および方法でのコミュニケーションによる法的文書や手続き情報の提供が含まれるものとする。**

**(c) 司法部門および行政機関の、条約および司法へのアクセスの権利に関する能力開発を強化し、仲介者やファシリテーターの活用など加盟国における優良実践を検討する；**

（訳注　(d)が抜けているが、単なるミスと思われる。）

**(e) 司法手続きに関する法律を改正し、無罪推定の原則、刑事手続きへの参加権、通訳、弁護士、法的援助へのアクセス権など、障害のある人の公正な裁判を受ける権利を、法的能力の有無にかかわらずすべて保証する。**

**(f) 司法のデジタル化に障害のある人も対象として含まれることを保証する。**

身体の自由及び安全（第14条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 欧州連合はその権限に基づいて、加盟国における閉鎖された精神科施設などでの障害のある人の強制拘禁を廃止する行動をとっていない。また、知的障害および/または精神障害、自閉症のある人、子ども、高齢者、および障害のある移民（migrant）が拘禁されるリスクが高まっている。

(b) 閉鎖された精神科施設などでの、障害のある人の拘禁に対する効果的な監視と必要な支援措置が提供されていない。

1. **委員会は、障害のある人の自由および安全に関するガイドライン[[2]](#footnote-3)（Guidelines on the right to liberty and security of persons with disabilities）および、緊急事態対応を含む脱施設化ガイドライン[[3]](#footnote-4)（Guidelines on deinstitutionalization, including in emergencies）を想起し、欧州連合に対し、以下のことを行うためにその権限内で必要なあらゆる措置を講じるよう勧告する：**

**(a) 知的障害の人および／または精神障害の人、自閉症の人、障害のある子ども・高齢者・移民を含めた、障害のある人に対する、障害を理由とする強制的な拘禁を廃止する。加盟国に対し、法律上も事実上も、障害を理由とするあらゆる拘留を終わらせるためのインセンティブを提供し、また、地域社会に根ざしたサービスの開発に関する研究に資金を提供する；**

**(b) あらゆる拘留施設において自由を奪われている障害のある人の状況を効果的に監視する。**

欧州評議会オビエド条約（Oviedo Convention）の選択議定書案

（訳注　Oviedo条約は、（1996年）「人権と生物医学に関する条約」で、バイオメディカルにおける人権の保護を推進する条約。）

1. 委員会は、欧州連合が加盟国に対し、オビエド条約の追加議定書案の採択を続行しないように助言するのに消極的であることを懸念している。委員会は、追加議定書案が障害のある人の強制的な収容と処遇を正当化することになり、国際法の分断を招き、条約と欧州評議会（Council of Europe）の法律との間に深刻な矛盾を生じさせることを改めて強調する。
2. **委員会は、すべてのEU加盟国は欧州評議会の加盟国であり、条約の締約国であることを想起し、さらに委員会の、**

**・障害のある人の自由および安全に関するガイドライン（Guidelines on the right to liberty and security of persons with disabilities）**

**・緊急事態対応を含む脱施設化ガイドライン（Guidelines on deinstitutionalization, including in emergencies）**

**・2021年と2025年に発表された、オビエド生物倫理条約の選択議定書案に関する公開書簡（Open letters on the Draft Optional Protocol to the Oviedo Convention on Bioethics released in 2021 and 2025）**

**・オビエド条約の追加議定書案に反対するよう締約国に呼びかける声明（2018年）（Statement calling States parties to oppose the draft Additional Protocol to the Oviedo Convention (2018)）**（訳注　この追加議定書案は、精神障害のある人の権利保護を目的としているが、障害のある人の自律性や法的能力を制限する内容が含まれていると批判されている。）

**を想起し、欧州連合が以下のことを行うよう勧告する。**

**(a) 　2007年5月11日に欧州連合と欧州評議会が署名した覚書に基づき、また条約締約国としての立場から、加盟国に対しオビエド条約の追加議定書案から撤退するよう強く促す；**

**(b)** **障害のある人の代表団体を通じて、彼らとの緊密な協議と積極的な参画を得ながら、精神保健に関する非強制的な枠組みを構築するための、加盟国および欧州評議会との共通の立場を築く。**

拷問又は残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰からの自由（第15条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 加盟各国の施設での、知的障害のある人や精神障害のある人、自閉症の子どもに対する、身体的拘束および薬物による拘束、独房監禁、強制電気ショック療法、その他の強制的な行為などの強制的な処遇；

(b) 研究の対象とされている障害のある人が自己の自由意思に基づいて、十分な情報を得た上で同意するために必要な支援を提供することを、事実上義務付けていない研究へのEUの資金提供；

(c) EUの対外活動（EU external action　訳注　EUが加盟国外の国に対して行う活動）における、障害のある人に対する拷問その他の残虐な、非人道的な、または品位を傷つける取扱いや処罰を防止する仕組みの欠如。

1. **委員会は、緊急事態対応を含む脱施設化ガイドラインを想起し、欧州連合が障害のある人の代表団体を通じて、彼らとの緊密な協議と積極的な参画を得ながら、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のある人の精神科治療に関するEUの政策と基準を条約と一致させるため、新たな取り組みと具体的な措置を障害者権利戦略の後半部分として策定し、すべての強制的な精神科的介入を全面的に禁止する措置を講じる；**

（訳注　原英文では「Disability Strategy」（障害者戦略）となっており、パラ48にも「Disability Strategy 2021-2030」とあるが、どちらも正確には「Disability Rights Strategy」（障害者権利戦略）である。先にEuropean Disability Strategy (EDS) 2010-2020があり、その後継戦略がDisability Rights Strategy 2021-2030である。これはパラ29にあるように、前半2021年～2024年と後半2025年～2030年に分けられている。）

**(b) 障害のある人を対象としたEUの資金を得ている研究において、代理意思決定を認めないことを保証し、彼らが自己の自由意思に基づいて、十分な情報を得た上で同意すること明確に求める。ろうの人や知的障害のある人などからの同意を得るためのガイドラインを導入する；**

**(c) 障害のある人に対する拷問やその他の残虐、非人道的または品位を傷つける扱いや処罰になる可能性のある強制的な扱いを防止するための仕組みを確立する。**

搾取、暴力及び虐待からの自由（第16条）

1. 委員会は以下のことに懸念を持って留意している：

(a) 障害のある人、とくに障害のある女性、高齢者、LGBTIQ+の人、子ども、閉鎖的な環境で生活する人は、暴力や虐待を受けるリスクが高い状態にある；

(b) 女性に対する暴力撲滅指令（Directive on combating violence against women）は、レイプ、強制不妊手術、性的嫌がらせ、その他のジェンダーに基づく暴力を明確には禁止していない：

（訳注　同指令は、欧州議会・理事会指令「Directive (EU) 2024/1385 of the European Parliament and of the Council of 14 May 2024 on combating violence against women and domestic violence」2024年4月24日採択）

(c) ジェンダーに基づく暴力の被害者である障害のある人にとって、専門サービスへのアクセスが不十分であり、ろうの女性や少女がサービスにアクセスしたり虐待を通報したりするための特別な保護メカニズムがない；

(d) 施設に対する体系的な監視が行われていない。

1. **障害のある女性と少女に対する、ジェンダーに基づく暴力の撲滅に関する声明（2021年11月24日）を想起し、委員会は欧州連合に対し、以下のことを行うよう勧告する：**

（訳注　同声明は、「Stop Violence Against Women: Statement by the European Commission and the High Representative」24 November 2021）

**(a) 障害のある人に対するレイプ、強制不妊手術、性的嫌がらせ、その他のジェンダーに基づく暴力を明確に禁止する；**

**(b) 障害のある人が、子どもの権利に関する戦略（Strategy on the Rights of the Child）、イスタンブール条約、女性に対する暴力撲滅指令、人身売買防止指令（Anti-Trafficking Directive）の実施と監視に、彼らの代表団体を通じて、緊密に協議され、積極的に参加できるようにする；**

**(c) 精神科施設を含め、施設内での障害のある子どもおよび大人に対する暴力や虐待と闘う。またそれらの施設に対する独立した監視体制の確立に資金を提供する。**

個人をそのままの状態で保護すること（第17条）

1. 委員会は、障害のある女性や子どもを含む知的障害や精神障害のある人々が、強制不妊手術、中絶、避妊など、有害で侵襲的かつ不可逆的な形態の治療を受けていることを懸念している。
2. **委員会は、欧州連合が、知的障害および/または精神障害のある人々を含めた障害のある人が、強制不妊手術、中絶、避妊などの、不本意で有害、侵襲的、かつ不可逆的な治療を受けないようにすること、また、障害のある人に対するあらゆる治療は、その個人の自由意志に基づく、十分な情報に基づく同意に基づいて行われるようにすることを勧告する。**

移動の自由及び国籍についての権利（第18条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 欧州障害者カードと障害者用駐車場カードは、長期的な移住（relocation）の場合に不可欠な社会保障や社会保護の給付を含んでいない。また、加盟国は受給資格の基準および障害状態の定義に関して広範な自由裁量権を持ち続けている；

(b) 自閉症の人々や知的障害および/または精神障害のある人を含めて、障害のある人は、加盟国間を移動する際、障害認定を受けるための評価手続きにアクセスする場合に、とくに困難に直面している；

(c) 移民と亡命に関する新協定（New Pact on Migration and Asylum）（2024年）は、障害のある人の状況に十分に対処しておらず、移民と亡命の手続きでは、障害のある人は純粋に医学的評価のみを受けており、評価を実施するための明確な手順が規定されていない；

(d) 移民状況（migration situation）にある障害のある人の拘禁、領土内へのアクセス拒否、および強制送還に対する保護が限定的である。

1. **委員会は、以前の総括所見（訳注　初回総括所見　CRPD/C/EU/CO/1）とその勧告（パラ49）を想起し、欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

（訳注　パラ49の勧告は、移動の自由の権利を享受できるよう、社会保障給付をどこの国でも共通に使えるようにすること。）

**(a) 欧州障害者カードの適用範囲を長期移住（relocation）に拡大し、社会保障または社会保護給付の加盟国間の移転可能性を確保する。これはとくに、EU市民が、ある加盟国から他の加盟国に長期滞在または永久に移住する場合の障害者支援を提供するために、加盟国間の共同責任の要点を明示し、また障害の状態の相互認定を保証することによる；**

**(b) 障害評価手続きが、自閉症の人を含めたすべての障害のある人にとってアクセス可能であり、障害の人権モデルおよび移動の自由の権利と整合していることを保証する；**

**(c) 移民状況にある障害のある人に対する、手続き上の配慮と合理的配慮および評価手続きについての、ガイドラインと基準を提供する；**

**(d) 移民と亡命に関する新協定の実施に際し、障害のある人の権利が尊重されるようにし、移民の状況にある障害のある人に対する、拘留、強制送還、領土内へのアクセス拒否を防ぐため、加盟国間で政策と基準を整合させる。**

**(e) 障害のある移民を拘禁しない受け入れ体制を整備し、移民審査の過程（context of migration）での拘禁を防止するため国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees）の技術協力を求める。**

自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 条約の、小規模グループホームの許容範囲に関する部分のEUの解釈は、委員会の解釈とは異なっているように思われる。また加盟国へのガイドラインには施設収容に対する救済措置は含まれていない；

(b) EUの資金が、加盟国の小規模グループホームなどの施設の建設とメンテナンスに使われてきて、現在も使用されている；

(c) 障害のある人が、EU 法に基づいて運営されるプロジェクトや EU 基金によって資金提供されるプロジェクトの実施の際に、さまざまな集合施設の間を移動させられている；

(d) 加盟国によるEU資金の使用を監視する現在のシステムが、条約上の義務の遵守を効果的に確保していない。また、司法監視プロセスへの障害者団体のアクセスが大幅に制限されている；

(e) 政策と出資は、コミュニティ内の支援策の開発に十分に向けられていない。

1. **委員会は、自立した生活および地域社会への包摂に関する一般的意見第5号（2017年）、緊急時を含む脱施設化に関する委員会のガイドライン、国連の障害のある人の権利に関する特別報告者（Special Rapporteur on the Rights of Persons with Disabilities）による障害者向けサービスの変革（transformation of services for persons with disabilities）報告書**（訳注　国連人権理事会 第52会期（2023年3月）提出。文書番号：A/HRC/52/32）**を想起し、欧州連合に対し、障害のある人との緊密な協議とその積極的な参画を得ながら、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 委員会の一般的意見第5号（2017年）に詳しく説明されているように、EUの自立生活に関する法律、政策、プログラム、ガイドラインが条約の要件に完全に準拠していることを保証する。また、2018年6月29日の欧州委員会法務部門（European Commission’s Legal Service）の意見書（Ares[2018]2249997）を撤回する；**

（訳注　この意見書は、EUが長期滞在型の施設やサービス（グループホームなど）へ出資することができるという法的見解を示したもの。）

**(b) 復興・回復ファシリティー（Recovery and Resilience Facility）や近隣・開発・国際協力手段（Neighbourhood, Development and International Cooperation Instrument）などのEUの資金が、小規模グループホームなどの施設の建設や維持に使われないようにする。また、多年度財政枠組み（Multiannual Financial Framework）を適宜策定する；**

**(c) 　以下のことを保証する；**

**・2027年以降の結束政策立法（post 2027 Cohesion Policy Legislation）が、小規模グループホームなど施設の建設と維持管理にEU資金を使うことを明確に禁止****する。**

**・障害者権利戦略2021-2030とその2025-2030の実行計画が、委員会の一般的意見第5号に定められた義務を遵守する。**

**・欧州連合が、障害のある人を代表する団体を通じた、彼らとの緊密な協議とその積極的な関与の下に、過去の資金提供の影響分析を実施し公表する。**

**(d) EU資金援助による自立生活についてのガイダンスに関する欧州委員会通知（Commission Notice on Guidance on independent living in the context of EU funding）を改正して、小規模グループホームが条約に準拠していないことを明確にし、また、施設に入所していたか現在入所している障害のある人に救済と賠償を提供するようにする；**

**(e) 施設収容は障害のある人に対する差別の一形態であることを認める；**

**(f) EU資金の配分に関する監視および苦情申立ての仕組みを強化するため、国内レベルの監視委員会の独立性を高め、障害に特化した目的に充てられるEU資金の配分について、国内の人権機関、障害のある人およびその代表団体による監視を確保する。また、加盟国の、条約に違反したEU資金配分に対して、障害のある人およびその代表団体が効果的に司法にアクセスできるようにし、さらに、加盟国がこれらの措置を実施しない場合には、違反調査手続き（infringement procedures）などの権限を行使する；**

**(g) 投資対象を絞り込むために、パーソナルアシスタンスを含む地域に根ざしたサービスの明確な定義を導入する。提供されるサービスとそれを利用する障害のある人に関する詳細なデータを収集し、公表する； 障害のある人のためのアクセス可能で手頃な価格の住宅、パーソナルアシスタンス、自立生活センター、ピアサポート、およびその他の障害のある人の意思と希望を尊重した個別的支援の開発への投資を優先的に行う。**

個人の移動を容易にすること（第20条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 障害のある人は、事前通知が必要とされるために、また、あらゆる交通手段における移動バリアのため、単独で、自由に、思いついたときに（spontaneously）旅行することができない；

(b) TSI-PRM規則は、利用不能な列車の使用を許可しており、プラットフォームと列車のインタフェースに関しては規定していない；

（訳注　TSI-PRM regulation: Technical Specifications of Interoperability - Persons with Disabilities and with Reduced Mobility　移動制限のある人に関する相互運用性の技術仕様規則。EUがTSI枠組みの一部として、2014年に規則を制定。）

(c) 旅客の権利に関する規制は、「安全上の理由」を根拠に輸送を拒否するものであり、支援が提供されなかった場合や搭乗拒否された場合でも補償しない；航空輸送においては補償が限られている；

(d) 多くの交通機関では、バスや電車内での移動用具の使用を許可していない；

(e) EUでは支援を提供するために指定されているバス停はわずか250か所である。また、バスや長距離バスのスタッフへの研修の頻度や内容についての情報が不足している；

1. **委員会は、以前の総括所見と勧告（パラ53）（訳注　初回総括所見のパラ53。障害のある乗客による効果的かつ平等な権利の享受を確保するための方策を勧告。）を想起し、欧州連合に対して以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 事前通知の要件をなくし、自発的な旅行を保証するために、すべての交通手段の乗客の権利に関する規制を改正する；**

**(b) 今後のTSI PRM改訂で、鉄道駅と鉄道車両に対する包括的なアクセシビリティ要件を盛り込み、単独での乗車を確保し、2階建て列車と食堂車に対する例外を削除する；**

**(c) 障害を理由とした搭乗拒否を禁止し、違反に対する補償制度を確立する； 移動用具の破損や紛失に対する航空会社の完全な責任を確保し、航空輸送における搭乗拒否を防止する；**

**(d) 移動用具のアクセシビリティと適応性（accommodation）を確保するために、都市交通を含むあらゆる形態の交通機関に対する統一されたアクセシビリティ基準を策定する；**

**(e) 障害のある人への支援を提供するバス停の数を増やす。また、運転手やバス停を運営する職員に障害のある人のアクセシビリティに関する研修を行う。**

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

1. **委員会は、以下のことを懸念している：**

(a) 多くの障害のある人は、利用可能な様式（訳注　点字、手話言語、わかりやすい版など）が限られているため、情報やコミュニケーションへの平等なアクセスができない。また、各国手話（NSL）がEUの多言語の一部とはみなされていない；

(b) 視聴覚メディア・サービス指令（Audiovisual Media Services Directive　訳注　欧州議会及び理事会89/552/EEC指令）には、実施スケジュールや目標がない； また、動画共有プラットフォーム、ソーシャルメディア、ニュースウェブサイトの視聴覚セクションのアクセシビリティを保証していない；

(c) 欧州議会、欧州委員会、欧州理事会などのEU機関のウェブサイトやソーシャルメディアは、ウェブアクセシビリティ・ガイドラインに準拠していない；

(d) EU全体で支援機器・支援技術（assistive technologies）がバラバラ（fragmentation）であり、認証制度や提供モデルが異なるため、そのアクセスと選択の際にバリアが生じている。

1. **委員会は、以前の総括所見と勧告（パラ55）**（訳注　初回総括所見のパラ55。情報およびコミュニケーションへのアクセスに関する法律の実施義務、手話および点字の公認を促進するための措置を勧告。）**を想起し、欧州連合に対して以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) ろうの人の権利を反映するために、EU機関の手続きルール（Rules of Procedure）を改正する； また、EUにある29の各国手話（**NSL）**をEU公用語として認め、分かりやすい版形式（Easy Read Format）での情報提供を増やす；**

**(b) 視聴覚メディア・サービス指令に、定量的および定性的な目標を含めた、視聴覚アクセシビリティに関するスケジュールとEU全体の統一基準を設定する；**

**(c) ウェブアクセシビリティ行動計画（Web Accessibility Action Plan**訳注　欧州委員会が「欧州障害者権利戦略2021-2030」の一環として2023年に発表**）、およびウェブアクセシビリティ指令（Web Accessibility Directive）に沿って、すべてのEU機関のウェブサイトおよびオンライン・プラットフォームにウェブアクセシビリティの標準を確実に適用する；**

**(d) EU全域で障害のある人の支援機器・支援技術が利用可能であり、手頃な価格であることを保証する。**

プライバシーの尊重（第22条）

1. 委員会は以下のことを懸念している:

(a) 新技術によるプライバシー上のリスク。これには、人工知能や自動化された意思決定の利用、障害に関する機微な情報を暴露しかねない支援技術のデータ利用、さらに、自分のデータを収集することに同意しないと支援機器の重要機能を十分に使えなくなるといったことなどがある；

(b) 知的障害および/または精神障害のある人は、代理意思決定の取り決めのせいで、データの処理に対して同意したり拒否したりすることが適切にできない；

1. **委員会は、欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のある人が、データに関する権利について明確でアクセスしやすい情報を受け取れること、データ収集が目的に必要なものに限定されること、データ共有の了解（decision）の有無にかかわらず支援技術が利用可能であることを保証する；**

**(b) 障害のある人が、データの処理に同意または異議を申し立てる有効な権利を持ち、自身の健康データを管理できるように法規定を改正する。また、データ共有を容易に拒否できるようにするユーザーフレンドリーでアクセスしやすいインタフェースを提供する。**

家庭と家族の尊重（第23条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) EUケア戦略（EU Care Strategy）とそれに付随する2つの規則は、加盟国が障害のある人に自宅や地域社会で自身でコントロールできるサービス（self-directed services）を提供することを奨励していない；

（訳注　EUケア戦略は、2022年に欧州委員会によって採択。「バルセロナの幼児教育と保育に関する新たな目標」と、「手頃な価格で質の高い長期保育へのアクセスに関する新たな目標」についての提案が付随している。）

(b) COVID-19パンデミックの間、施設に入所している障害のある人が、しばしば家族から引き離されていた；

(c) 欧州セメスターのプロセスで提起された、障害のある人の住居と家族に関する事項は、国別勧告（Country-Specific Recommendation）には何も反映されなかった。

1. **委員会は欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のある人が自宅や地域社会において自身でコントロールできるサービスを受けることができるよう、加盟国に対して助言と支援を行う。また、その実施に際しては、障害のある人と、その代表団体を通じて緊密に協議し、彼らを積極的に参画させる；**

**(b) 加盟国を支援し、緊急事態のとき、施設に入所している障害のある人が家族から引き離されることを防ぐようにする；**

**(c) 欧州セメスターの次のサイクルでは、障害のある人への支援を強化する。**

教育（第24条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 多くの加盟国が、障害のある子どもの教育を分離している；　障害のある子どもは、資格を持った教師や教育支援職員の不足、合理的配慮の欠如、アクセシブルな校舎の不足、障害のある生徒の多様なニーズに対応できない標準化されたカリキュラム、および彼らに対する偏見などにより、通常の学校へのアクセスに困難を経験している；

(b) EU人工知能規則（EU Regulation on artificial intelligence　訳注　Regulation (EU) 2024/1689）は、教育に関する意思決定にAIを使用することを許可している。しかしこれには差別のリスクがある。

(c) エラスムスプラス・プログラム（Erasmus+ program）は、障害関連の費用の全額をカバーしていない。（訳注　Erasmus+（エラスムスプラス）は、欧州連合が教育、研修、若者、スポーツに関するプログラムとして、2021年から2027年まで実施するもの。）

1. **委員会は、以前の総括所見と勧告（para. 61）**（訳注　初回総括所見のパラ61。障害のある生徒のインクルーシブで質の高い教育へのアクセスと享受の促進）**と一般的意見第4号（2016）**（訳注　「インクルーシブ教育を受ける権利」）**を想起し、欧州連合に対して以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 加盟国に対し、教育サイクル全体を通じて質の高いインクルーシブ教育を提供する義務を果たすよう奨励し、加盟国の取り組みを支援する；**

**(b) 欧州委員会による2022年の、教育及び学習におけるAI及びデータの使用に関する、教員のための倫理ガイドライン（Ethical guidelines on the use of artificial intelligence (AI) and data in teaching and learning for Educators）で言及されているように、教育における意思決定にAIを活用する際、障害のある人が差別されないことを保証する；**

**(c) デジタル教育行動計画の実施によって、障害のある学生のアクセシビリティを保証するようにする；**

**(d) エラスムスプラス・プログラムが、障害に関連するすべての費用をカバーすることを保証する。**

健康（第25条）

1. 委員会は、以下のことを懸念している：

(a) 医療分野で、障害に基づく差別に対する明示的な法的保護が欠如している。そして障害のある人が医療アクセスでのシステム的なバリアに直面している。これらのバリアは、医療従事者の、障害の無視、あるいは健康問題を自動的に障害に起因するという考え方、合理的配慮の不足、アクセシブルな機材（materials）やプロセスの欠如、および医療従事者に対する訓練不足によるものである；

(b) 国境を越えた医療アクセスに不備・不足（gap）がある。これには、各国の連絡窓口（National Contact Point: NCP）での、アクセス可能な情報の欠如や障害関連費用の払い戻しの欠如、および指令2011/24/EU.61での移動が制限されている人の要件などがある；

　（訳注　NCPは、EU内の他の国で医療を受ける際に支援する連絡先で、EU加盟国に１カ所ずつ指定されている。患者の権利、その国の医療制度、手続き方法、費用の払い戻し方法などを教える。）

　（訳注　指令2011/24/EU.61は、欧州議会および理事会の指令「国境を越えた医療における患者の権利の適用」　2011年3月9日）

1. **委員会は、以前の総括所見と勧告**（パラ63　訳注　医療ケアの分野での障害を理由とする差別の禁止、また、国境を越えた医療における患者の権利に関する勧告）**を想起し、欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 医療システム全体にわたり包括的なアクセシビリティ基準を設定し、加盟国に対し、知的障害のある人を支援するために、医療従事者向けのアクセシブルな行政手続き、コミュニケーション訓練、および医療資料の分かりやすい版（Easy Read）の開発を義務付ける；**

**(b)**  **障害のある人の健康格差に対処するために、**EU4保健**プログラム**（**EU4Health programme）への資金援助を回復する；**（訳注　EU4保健プログラムは、EUにおける保健の向上・促進などを目標とする、2021～2027年を対象とした助成金プログラム）

**(c)** **国境を越えた状況において障害のある人が医療サービスに平等にアクセスできるよう保証するために、患者移動指針（Patient Mobility Directive**　訳注　Directive 2011/24/EU　国境を越えた医療における患者の権利の適用に関する指令。2011年発効**）を改定する；**

**(d)** 加盟国に対し、医療へのアクセスを拡大するためのガイドラインの実施を支援する。

ハビリテーション、リハビリテーション（第26条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) EUには、ハビリテーションとリハビリテーションサービスの提供、それらの国境を越えた医療保険への組み込み、資金調達メカニズムに関する、特化した戦略が欠如している；

(b) 障害のある人向けのハビリテーションサービスの利用可能性、費用、質には大きな不平等がある；

(c) 加盟国の予算措置は、リハビリテーションサービスの不足を深刻化させ、障害のある人の経済的負担を増加させている。また、ハビリテーションプログラムへのアクセスが個人のニーズに十分に対応していない。

1. **委員会は、欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) ハビリテーションおよびリハビリテーションサービスへの予算配分を増やし、根拠と権利に基づく（evidence and rights-based）介入に関するガイドラインを策定し、患者移動指令にリハビリテーションサービスを組み込む；**

**(b) 加盟国を財政的に支援し、障害のある人のハビリテーションへとリハビリテーションへのアクセスを改善するための最良の実践を交換し合う。また、WHOのリハビリテーション2030（Rehabilitation 2030）のアジェンダに沿って、生涯にわたる手頃でアクセシブルなリハビリテーションを実現するための行動計画を策定する；**

（訳注Rehabilitation 2030： 正式名称はRehabilitation 2030: A Call for Action。世界的なリハビリニーズに対応するため、健康システム強化を促すイニシアチブ。2017年発表。）

**(c) 自閉症に特化した、根拠に基づいた（evidence-based）ハビリテーション戦略についての義務的研修を推進し、インクルージョン、参加、利用者の生活の質に焦点を当てたハビリテーションサービスの品質評価システムを導入する。**

労働及び雇用（第27条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 分離された雇用の慣行（本委員会の一般的意見第8号[2022年]パラ14参照）が加盟国全体に存在し、加盟国は分離された雇用を支援するために国庫補助を使用している。（訳注　一般的意見第8号は、「障害のある人の労働及び雇用の権利」。パラ14は、分離された雇用の特徴的要素を例示。）

(b) 障害のある人の間の雇用格差が、加盟国間で依然として存在している。これは、合理的配慮の不足、障害に対する偏見や差別、および障害手当と有給労働との不整合（訳注　就労すると障害手当が停止することなど）が原因である；

(c) 近年、改善しているとはいえ、低賃金、パートタイムまたは低賃金の仕事、フルタイム雇用率の低下など、仕事や雇用における障害のある人に対する差別が依然として蔓延している。これはとくに障害のある女性、知的障害および/または精神障害のある人、集中的な支援（intensive support）を必要とする人に影響を与えている。

1. **委員会は、欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のある人のための施設やその他の分離施設などの分離された形態の雇用に対する公的資金提供を認める法律を廃止する。そのような施設への公共調達の可能性を排除するために指令2014/23/EUおよび2014/24/EUを改正する。包括的一括適用免除規則（General Block Exemption Regulation）（規則（EU）No 651/2014）の第34条(2)(f)を廃止する。分離された雇用に対する国家援助を禁止する。**

（訳注　指令2014/23/EU： 利権契約（Concession Contracts）の付与に関する指令。指令2014/24/EU： 公共調達に関する指令。包括的一括適用免除規則（規則（EU）No 651/2014）： 国家補助金付与の際の欧州委員会への通知義務を、一定の条件の下に免除する規則。Article 34(2)(f）は、研究・開発・イノベーションプロジェクトへの助成金関連の規則。)

**(b) 加盟国の障害者雇用パッケージ（Disability Employment Package）**（訳注　「欧州障害者権利戦略2021-2030」の主要なイニシアチブの一つ）**の実施に向けた取り組みを支援する。このパッケージは、仕事と雇用へのアクセスを向上させ、分離された作業所を閉鎖し、すべての障害のある人の労働と雇用の権利に関する意識を高め、障害のある人の同一賃金と労働条件および合理的配慮の提供を保証し、移行措置（transition measures**訳注　一般労働市場への移行を支えるための措置**）を講じ、分離された雇用に就いている障害のある人に関する詳細なデータを収集するものである；**

**(c)** **障害のある女性や知的障害および/または精神障害のある人など障害のある人に対する、雇用における差別に対する取り組みを継続し、強化する。これはとくに、加盟国において平等雇用指令（Equality Employment Directive）を施行し、指令2024/1499（Directive 2024/1499）で定められているように平等機関を強化し、他の人たちと平等な条件で最低賃金へのアクセスを確保することによる。**

（訳注　平等雇用指令は、原英文ではEquality Employment Directiveとあるが、正しくは、雇用平等指令 Employment Equality Directive (2000/78/EC)のことと思われる。これは、雇用と職業における平等な扱いのための一般的な枠組みを確立する指令である。

（訳注　指令2024/1499は、人種、民族、宗教などを問わない平等な取り扱い、障害、年齢、性的指向などを理由とする差別、社会保障に関する事項などの基準を定める。）

相当な生活水準及び社会的な保障（第28条）

1. 委員会は以下のことに懸念を持って注目している：

(a)　障害のある人、とくに障害のある女性、自閉症の人、集中的な支援を必要とする人の貧困率と社会的に排除される率が高い；

(b) 　障害のある人の住宅費が一般の人に比べて高い。また、アクセシビリティのための改修費用が高額である。

1. **委員会は、欧州連合が障害のある人の代表団体を通じて彼らとの緊密な協議と積極的な参画を得ながら、以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) EU社会基金（****EU Social Fund）**（訳注　正式名称は、欧州社会基金 European Social Fund （ESF）で、2021年以降は再編されて（ESF+）と呼ばれる。）**に、障害のある人の社会的インクルージョンと貧困対策のための資金を増やすための割り当てを確保（earmark）し、社会基金の出資が、障害のある女性や少女、自閉症の人、集中的な支援を必要とする人に対する構造的な不平等や交差的差別に対処するものとなるようにする；**

**(b) 障害者権利戦略の第2期において、加盟国に対し、障害のある人の社会****的保護に関する立法的・政策的な枠組みを改善するための具体的な措置に関する指針を提供し、障害のある人の障害関連費用の保障を含めた社会的保護制度の充実を図る。また、社会的保護と社会的インクルージョンのシステムが権利に基づくこと、およびジェンダー対応であることを保証するよう支援する；**

**(c)** **2028年から2034年までのEU資金規則（EU funding regulations）の見直しプロセスにおいて、EU地域開発基金（EU Regional Development Fund）による障害****のある人向けのアクセス可能で手頃な価格の住宅への資金提供を優先する。また、ヨーロッパ購入可能住宅計画（European Affordable Housing Plan）において、障害のある人向けのアクセス可能で手頃な価格の住宅の利用可能性を高めるための具体的な措置を講じる。**

政治的及び公的活動への参加（第29条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) 障害のある人が公的および政治的活動に完全に参加することに対するバリア。これには、欧州の選挙での投票権および立候補権の否定、アクセスできない投票手続き、アクセス可能な情報の欠如などがある；

(b) 欧州議会、欧州委員会、および欧州内外の欧州代表部などのEUビルにアクセスする際のバリア。

1. **委員会は欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 法的能力の状態がどうであるかにかかわらず、障害のあるすべての市民のEU議会選挙への投票権および立候補権を保証する。また、盲、ろう、難聴の人向けの、分かりやすい版（Easy Read）やアクセシブルな投票方法など、合理的な配慮とアクセシブルな投票方法および情報を提供する；**

**(b) 欧州内外のすべてのEUの建物と施設をアクセシブルにする。**

文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツへの参加（第30条）

1. 委員会は以下のことを懸念している：

(a) マラケシュ条約の実施指令が、マラケシュ条約と同様に、加盟国がアクセシブルな様式を作成した非営利団体に補償金の支払いを要求することを認めている。

(b) 文化的な公演の会場、歴史的に重要な観光地、レクリエーション施設、レジャー施設、スポーツ施設は、アクセスが困難な場合が多い；

(c) 多くの障害のある人は、郊外や農村地域にある施設で生活しており、そのため、文化活動、レクリエーション活動、スポーツへの参加機会が制限されている；

(d) ろうの人の、文化的・言語的独自性（linguistic identity）に対する認識が不十分である。

1. **委員会は欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) マラケシュ条約実施の****欧州指令の第3条(6)を削除する；**

（訳注　マラケシュ条約実施の欧州指令は、欧州議会、欧州理事会の指令DIRECTIVE (EU) 2017/1564。第3条（6）は、「加盟国は、認可を受けた事業体を指令の範囲内で補償制度の対象とすることができる」とするもの。）

**(b) EUの文化、レジャー、スポーツへの資金援助に、アクセシビリティを必須条件とする；**

**(c) 障害のある人の文化活動、レクリエーション、余暇、スポーツへの参加を促進するため、脱施設化プロセスを支援する；**

**(d) ろう文化を、EUの文化・言語景観（cultural and linguistic landscape）として取り入れ、促進する。**

 C. 特定の義務（第31～33条）

統計及び資料の収集（第31条）

1. 委員会は、EC統計局（Eurostat）による障害データベースの構築を歓迎するが、以下のことに懸念を持って注目している：

(a) 障害の種類別に分類されたデータの不足。このため支援策の特定や比較データ分析ができない；

(b) 施設に居住している障害のある人の、データ収集からの除外；

(c) LGBTQI+のアイデンティティ、ジェンダー、人種、民族、生活水準、年齢別に分類されたデータの不足。

1. **委員会は欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) ワシントングループの短い質問セット（Washington Group Short Set of questions）の活用をさらに拡大し、生活の主要分野での障害の種類ごとにデータを詳細分類する。また、そのデータにバリアと可能な支援策を含める；**

**(b) 2027年に開始予定のパイロット研究で想定されているように、施設にいる障害のある人をデータ収集の対象に含める；**

**(c)** **障害のある人に関する分類されたータ収集を、LGBTIQ+のアイデンティティ、ジェンダー、人種、民族、生活水準、年齢ごとに行う。**

国際協力（第32条）

1. 委員会は以下のことを懸念を持って注目している：

(a) EUの対外政策において、包括的な障害者行動計画（Disability Action Plan）が欠如していることによって、EU資金で設立された、障害のある人に関する対外政策やプログラムの一貫性がなく、障害のある人の権利に関する既存の対外政策の実施が不均一となっている；

(b) 欧州委員会の政府開発援助（Official Development Assistance： ODA）プロジェクトにおける障害のある人のインクルージョンへの重点的取り組みは、大きな進歩があったとはいえ、依然として限られている；

(c) EUの対外行動において、障害のある人の代表団体を通じて彼らとの密接な協議とその積極的な参画を行うための、法的に確立された枠組みが欠如している。また、国レベルでの協議や関与が欠如している；

(c) EUの対外活動における、障害者団体への資金援助の申請手続きが複雑である；

（訳注　タイプミスと思われるが、(c)がダブっている。）

(d) 欧州連合による能力構築策にもかかわらず、欧州連合機関の、障害のある人を包摂する国際協力プログラムを策定、実施するための組織的能力は依然として限られている。

1. **委員会は、以前の総括所見と勧告（パラ75）**（訳注　初回総括所見パラ75は、障害インクルーシブな持続可能な開発目標の実施など。）**を想起し、欧州連合に対して以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 包括的な障害者行動計画を策定・実施し、すべての国際援助プログラム、および国連開発資金会議（UN conference on Financial for Development）の折衝において条約を実施するための、EUの対外活動における既存の政策の協調状況を改善する；**

**(b)** **OECD DAC障害マーカー（OECD DAC Disability Marker）に沿って、障害のある人のインクルージョンに関する政府開発援助プログラム（Official Development Assistance programmes）を引き続き増加させる。そして、EUの対外行動のための次期の多年度財政枠組み（Multiannual Financial Framework）が条約に準拠し、障害のある人のインクルージョンを促進し、交差的アプローチを採用することを保証する。**

（訳注　OECD DAC障害マーカーとは、OECDのDAC（Development Assistance Committee　開発援助委員会）が2018年に導入した障害政策マーカーで、正式にはOECD-DAC policy marker on the inclusion and empowerment of persons with disabilities。　政府開発援助プログラムは、開発途上地域の開発のための、先進工業国の政府や関係機関による国際協力活動の援助や出資のプログラム。　多年度財政枠組みとは、EU内の政策優先度に応じて、政策分野ごとに多年次（通常7年間）の歳出の概算上限額を定める予算計画。）

**(c) EUの対外行動において、障害のある人の代表団体を通じて、彼らとの密接な協議とその積極的な参画を行うための、法的に確立された枠組みを制定する。また、その協議と参画を、次のような場面において保証する；**

**・特に、国家レベル（country-level）の協議（例えば、気候変動、グリーン移行（Green Transition）、個々のプロジェクトに関する協議など）**（訳注　グリーン移行とは、環境配慮や持続可能性のある社会への移行）

**・国際協力協定やそのプログラムの策定と実施**

**・そして特に、持続可能な開発目標を達成するための2030アジェンダの実施とモニタリング**

**(d) チームヨーロッパ（Team Europe）とグローバルゲートウェイ（Global Gateway）のすべての取り組みを含めた、国際協力と持続可能な開発に関連する欧州連合の資金援助、政策、プログラムが、障害のある人のアクセスと参加の原則を遵守していることを保証する；**

（訳注　チームヨーロッパは、新型コロナウィルスパンデミックへの対応のために、EU・欧州の金融機関からの資金を一括してパートナー諸国を支援する、2020年立ち上げられた国境を越えた取り組み。グローバルゲートウェイは、発展途上国のインフラなどへの投資を増強するために、2021年に欧州委員会が発表した新戦略。）

**(e) EU資金によるプログラムを実施するEU職員とパートナーへの、体系的な研修を継続・強化し、障害のある人を包摂するプログラムに関する実践的な指針を策定する。**

国内における実施及び監視（第33条）

1. 委員会は、欧州連合の機関の一部、とくに欧州連合理事会が、条約を実施するための障害に関する連絡窓口および調整メカニズムをまだ設置していない点について、懸念を持って注目している：
2. **委員会は、以前の総括所見と勧告（パラ77**訳注　初回総括所見パラ77は、独立した監視、機関間調整メカニズムの確立、連絡先の指定に関する勧告。**）を想起し、欧州連合に対し以下のことを勧告する：**

**・欧州連合理事会を含むすべてのEU機関（institutions）、EU団体（bodies）、およびEU専門機関（agencies）において障害担当窓口を設置する。**

**・理事会における条約の実施に向けた取り組みにおける調整を強化する**

**・機関間調整メカニズムを設立し、障害担当窓口に関する情報の公開を保証する。**

1. 委員会は以下のことに懸念を持って注目している：

(a) 独立監視枠組みがパリ原則に準拠しておらず、とりわけ、具体的な法的根拠、具体的かつ広範な権限、専用の資金が欠如している。また、障害者団体は監視メカニズムの活動に効果的に参加するために必要な情報に、タイムリーにアクセスできない；

(b) 障害のある人の権利に関する欧州オンブズマン（European Ombudsman）の勧告を履行するためのメカニズムが欠如している。

1. **委員会は欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) パリ原則に準拠した独立した監視メカニズムの法的根拠を確立し、そこでは欧州議会を助言的な役割に限定する。そのメカニズムに、既存および提案中のすべての立法および政策の審査を含めた包括的な権限を付与し、条約に定めるすべての権利をカバーするようにする。メカニズムの調査結果を他のEU機関が尊重する手続きを確立する。また、専用の資金を付与する。障害者団体の法的地位、情報へのアクセス、参加の方法を監視メカニズム内で明確にする；**

**(b) 欧州オンブズマンの勧告を実施するためのメカニズムを確立する。**

 D. 欧州連合機関の条約の準拠（公共行政機関として）

一般的義務（第1-4条）

80. 委員会は、欧州連合の障害のある従業員とその扶養家族が、加盟国による障害認定の遅れに直面していることを懸念している。それは雇用主による一定期間後の再評価要件と機能障害による分類のためである。

81. **委員会は、欧州連合機関に対し、以下のことを勧告する。**

・**障害の概念を条約と整合させる。**

**・職場環境における障害のある従業員に対する差別を特定し排除するために加盟国が行う、障害認定評価プロセスの調和をサポートする。**

**・障害の不必要な再評価を防止する。**

**・情報の機密性を確保する。**

**・障害状態の認定に関する決定に対する不服申し立ての権利を保証する。**

82. 委員会は、EU機関が、障害のある職員、EU機関の活動への障害のある訪問者や参加者に対する条約の実施に関する包括的な戦略を欠いていること、すべての機関が障害のある従業員のための適切な相談メカニズムを整備しているわけではないことを懸念を持って注目している。

83. **委員会は欧州連合が以下のことを行うよう勧告する：**

**(a) 障害のある従業員、EU活動への障害のある訪問者や参加者の権利の遂行に関する職員規則および政策の、さらなる発展の目標を含めた、障害のある人の包摂のための、包括的かつ組織横断的な戦略を導入する；**

**(b) すべてのEU組織が、人事に関するすべての立法および政策プロセスにおいて、障害のある従業員とその代表組織を通じ、緊密に協議し、積極的に関与させるためのメカニズムと基準を備えていることを保証する。**

平等及び無差別（第5条）

84. 委員会は、一部のEU機関において、責任者である現場の管理職（line manager）の条約の理解次第で、合理的配慮が拒否される点について懸念している。

85. **委員会は、以前の総括所見と勧告（パラ79**訳注　初回総括所見パラ79は、障害のある職員などへの、労働関連の権利享受に必要な合理的配慮についての勧告。**）を想起し、欧州連合に対し、サービスの種類や提供場所に関わらず、すべてのEU機関に適用される合理的配慮の提供義務に関する立法的・政策的な枠組みを確立することを勧告する：**

意識の向上（第8条）

86. 委員会は、EUの全従業員の障害への理解不足と義務的な研修の欠如を懸念している。

87. **委員会は、欧州連合に対し、すべてのEU機関において、この条約と障害の人権モデルに関する意識向上プログラムを確立し、障害のある人を実体験を持つトレーナーとして参加させる研修を全職員に提供するよう勧告する。**

アクセシビリティ（第9条）

88. 委員会は、EU機関におけるアクセシビリティ基準の欠如、障害のある従業員がデジタル情報およびデジタル・ツールにアクセスする際の障壁、および一部の調達プロセスにおけるアクセシビリティ要件の欠落、またはアクセシビリテイ要件が含まれていてもあまり重要でない要件（Non-functional requirement）としてしか含まれていない点について懸念している。

89. **委員会は、障害のある職員や、EU機関の活動への障害のある訪問者や参加者のアクセシビリティを確保するために、第三国にある場合も含めたすべてのEU機関でアクセシビリティ基準をEUが採用し、調達プロセス（ICTの調達を含む）の実効的要件（functional requirement）としてアクセシビリティを体系的に導入するよう勧告する。**

自立生活と地域社会へのインクルージョン（第19条）

90. 委員会は、出身国以外で生活する障害のある従業員に対する支援と予算配分の不足を懸念している。

91. **委員会は、欧州連合が障害のある従業員に対し、出身国以外の地域での支援を提供し、健康保険および欧州連合の特別予算枠組みに基づく支援で、各国の障害証明書を認めるよう勧告する。**

表現及び意見の自由並びに情報の利用の機会（第21条）

92. 委員会は、ウェブアクセシビリティ指令が欧州連合には適用されていないため、EU機関のデジタルプラットフォームが、障害のある人にとって大部分アクセスできないままになっていることを懸念している。

（訳注　EUのウェブアクセシビリティ指令「Directive（2016/2102）」は、2016年に採択されているが、対象は加盟国の政府機関や地方自治体などとされていて、EUの中央機関は含まれていない。）

93. **委員会は、欧州連合が、加盟国に対して求めているアクセシビリティ基準を（自らに**（訳者補足）**）適用し、すべてのプラットフォームにおいて包括的なアクセシビリティ対策を講じるよう勧告する。そこでは、字幕表示、手話言語通訳、テーマを問わずすべてのウェブストリームおよび映像コンテンツに対する音声説明、重要な情報の分かりやすい版（Easy Read版）などを義務とすること。**

教育（第24)条）

94. 委員会は、障害のある学生が、EU機関の欧州学校（European schools）で学ぶ際の、差別、アクセス困難、合理的配慮の拒否、および欧州バカロレア（European Baccalaureate）の代りの手段がないために直面する困難について懸念している。

　（訳注　欧州学校は、主としてEU職員の子どもに中等教育までを提供する多言語のインターナショナルスクール。　欧州バカロレアは、欧州学校での所定のプログラムを修了した生徒に与えられる卒業証書。高等教育への入学資格として認められている。上記で、「代りの手段がない」というのは、欧州バカロレアが欧州学校の唯一の卒業資格であり、代りの証明書がないということ。）

95. **委員会は、欧州連合に対して、すべての欧州学校が障害のある生徒にとって利用可能であることを保証すること、差別を防止するために必要な合理的な配慮をすべて提供すること、欧州バカロレアに代わる代替証明書を創設すること勧告する。**

健康（第25条）

96. 委員会は、EUの共同疾病保険制度（JSIS: Joint Sickness Insurance Scheme　訳注　欧州委員会、その他のEU機関で働く「法定職員」のニーズに対応するために特別に設立された包括的な健康保険制度。）が、障害に基づく差別をしていることを懸念している。その理由は、障害関連の医療費を包括的にカバーしておらず、障害に「重篤な疾病」という基準を適用し、払い戻しの処理に過度の遅延があり、人員が不足しているとも思われるなどである。

97. **委員会は、欧州連合に対し、以下目的でJSISを改訂するよう勧告する；**

・**障害関連医療費の包括的な補償とその迅速な払戻しを行う。**

**・障害関連費用の評価から「重篤な疾病」という基準を削除する。**

**・十分なスタッフを配置する。**

**・スタッフのトレーニングと包括的な社会保障制度の確立に関する欧州オンブズマンの勧告を実施する。**

労働及び雇用（第27条）

98. 委員会は、欧州連合で雇用されている障害のある人の数に関するデータが不足していること、合理的配慮が国を超えて適用されない（not portable）こと、および不必要に複雑な再評価手続きが使用されていることについて懸念を持っている。

99. **委員会は、欧州連合が雇用する障害のある人の数を、データ保護の規則と原則を厳格に遵守しつつ収集し、合理的配慮の国を超えての適用を保証し、不必要に複雑な再評価手続きを廃止するよう勧告する。**

政治的及び公的活動への参加（第29条）

100. 委員会は、欧州連合における参加のためのツール（訳注　パラ101参照）が、障害のある人々にとって依然としてほとんど利用できない状態にあることに懸念をもっている。

101**. 委員会は、欧州連合が、欧州議会の請願ポータル（Petitions Portal**訳注　市民が欧州議会に意見や苦情を直接提出できる公式の窓口。**）や欧州の未来に関する会議（Conference on the Future of Europe platform**訳注　国境を越えて市民の声を直接聞き政策に生かす試み。欧州委員会と欧州議会の共同提案で2021年発足。**）のプラットフォームを含む、すべての市民参加のためのツールとプラットフォームがアクセシビリティ基準に準拠することを保証するよう勧告する。**

統計及び資料の収集（第31条）

102. 委員会は、EUの機関で働く障害のある人の数に関する情報が不足していること、および差別に関する公開情報が不足していることを懸念している。

103. **委員会は、障害のある人に対する差別を特定するために、欧州連合がその機関内での障害に関するデータを収集し分析することを勧告する。**

 E. 協力と技術支援（第37条）

104. 　条約第37条（訳注　条約第37条は「締約国と委員会との間の協力」）に基づいて、委員会は、事務局を通じて委員会メンバーに寄せられた質問に対し、欧州連合に技術的な助言を提供することができる。締結国は、その地域内に事務所のある国連の専門機関からの技術的支援を求めることもできる。

 IV. フォローアップ

情報の普及

105. 委員会は、今回の総括所見に含まれるすべての勧告の重要性を強調する。緊急に講じなければならない措置に関して、委員会は、アクセシビリティに関するパラグラフ27、自立した生活と地域社会への参加に関するパラグラフ49、そして国際協力に関するパラグラフ75（訳注　原英文にはパラグラフ32とあるが、国際協力に関する勧告はパラグラフ75であるので、誤記と思われる）に含まれる勧告に欧州連合の注意を喚起したい。

106. 委員会は、欧州連合に対し、本総括所見に含まれる委員会の勧告を実施するよう要求する。委員会は、欧州連合が、検討と行動のために、この総括所見を、EU機関、団体、専門機関、加盟国、欧州委員会の関連部局の職員、教育・医療・法律の専門家などの関連専門家グループのメンバー、およびメディアに、最新のソーシャルコミュニケーション戦略を使用して伝達するよう勧告する。

107. 委員会は締約国に対し、定期報告書の作成に市民社会組織、とくに障害者団体を関与させることを強く奨励する。

108. 委員会は締約国に対し、本総括所見を、非政府組織、障害者団体、障害のある本人とその家族を含む幅広い人々に、手話言語を含めた国語と少数言語、および分かりやすい版（Easy Read）などのアクセシブルな形式で配布し、政府の人権に関するウェブサイトで閲覧可能にするよう要求する。

次回の定期報告

109. 簡素化された報告手続きに基づき、第4回と第5回の合併報告書は、原則として2032年11月23日までに提出する必要がある。委員会は、締約国による報告のための将来の明確かつ定期的なスケジュール（A/RES/79/165、第6項参照。　訳注　2024年12月総会で採択された決議。79/165は人権条約機関制度。）に沿って、また締約国による報告への事前質問事項のリストを採択した上で、欧州連合の合併定期報告書の正確な提出期限を設定し、伝達する。合併定期報告書は、提出時点までの全期間を対象とすることが必要である。

(翻訳・岡本明、佐藤久夫)

1. \* 委員会第32会期（2025年3月3日～21日）で採択。 [↑](#footnote-ref-2)
2. A/72/55, annex. [↑](#footnote-ref-3)
3. CRPD/C/5. [↑](#footnote-ref-4)